

第3回 ネガワット取引に関する実務者会議 議事概要

日時 平成28年9月29日(水)13時30分～15時35分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・B

<決定事項・宿題事項等>

- ・ 資料2、課題3・4、及び資料3に対する意見があれば10月7日(金)までに事務局へ連絡する。
- ・ 各事業者からのご意見をまとめ、事務局と一般送配電事業者にて検討を進め、次回会議にて暫定帳票案等を確認する。
- ・ 資料2、課題1・2、および営業時間に関する課題については、事務局案の通りとした。

<議事概要>

1. 第2回議事概要の確認

前回の議事概要を確認した。

■ 質疑等

- ・ (前回資料3について) 直接協議スキームの暫定運用において、ネガワット事業者が広域機関へ提出する調達・販売計画は、確定数量スキームの暫定運用を見据え、確定数量からの需要抑制分を需要計画にマイナス計上すれば広域機関が正しい需給バランスを把握できるため、需要計画の項目がある需要調達計画の方が良いとする事務局案であった。しかし一般送配電事業者システムはそもそもマイナスの需要計画を想定しておらず、その実現にシステム改修が必要となる。一方、本格運用では情報項目の追加等によりマイナスの需要計画を不要とすることも可能であると考えられる。すなわち、確定数量スキームの暫定運用は、その期間のためだけの一般送配電事業者各社のシステム改修が必要であり、非効率と考える。要望であるが、確定数量スキームは本格運用システムで取引開始できるように検討を進めていただきたい。
- ・ 直接協議スキームの暫定運用において、需要調達計画を用いることについて異論はない。

2. 直接協議スキーム開始までの課題の確認(その3)(資料1)

前回の資料2に前回の決定事項や参加者から提出された意見等を反映し、直接協議スキーム開始までに対応すべき課題を確認した。

■ 質疑等

- ・ 暫定運用では需要抑制計画と販売・調達計画の2帳票に分けて運用するとし、需要抑制計画は掲示板にて広域機関へ提出すると資料に明記されているが、一方の販売・調達計画を広域機関へどのように提出するのか資料に明記されていない。事務局に確認すると、既存の需要調達計画と同様に、BPやJX手順、Web-API、ファイルアップロードによる提出とのことであったが、その点を資料中に明記いただきたい。
⇒ ご要望の通り、資料に反映する。(事務局)

3. 直接協議スキームの業務フローと課題の確認(その2)(資料2)

資料2に基づき、事務局から直接協議スキームの実務に関する課題の対応案等を説明した。

うち、課題3及び課題4は、10月7日(金)を期限として参加者に意見を募ることとした。

その他の課題について、特段の意見は無かった。

■ 質疑等

(全般について)

- 資料事前送付が会議日前日となっており、社内等での検討時間が足りない。次回（10月下旬）の会議に向けては、10月中旬ごろに一度、資料を送付いただけないか。
 - ⇒ ご希望通りにご案内できるよう努力する。今回の課題に対するご意見については、10月7日（金）まで、ご意見を受け付けるとして対応させていただきたい。（事務局）
- 需要抑制計画での年間、月間計画の提出に意味があるのか疑問である。需要抑制予定がない場合、抑制ゼロの計画を提出しつづけることになるが、中長期の断面で需要抑制のトリガーはかからず、需給日の直前まで常にゼロの計画を提出しつづけることになると思う。
 - ⇒ 意見に加えて、年間、月間計画の中長期計画の段階で、調達計画にネガワットを含めて良いのかも疑問である。類型2ならば中長期計画はあり得ると考えるが、類型1では、中長期計画で需要抑制から供給力を調達するとした計画は、需給バランス算定から外したほうが良いのではないか。類型1のネガワット調達は、その確からしさが低い中長期計画時点での登録を認めると、需給バランス上、多くの電気事業者に影響を与えるおそれがないか。
 - ⇒ 推測だが、年間計画等は最大需要発生時の計画を提出する。その最大需要時にネガワットを調達するとした契約があり、その契約に基づき、調達計画を提出する可能性も考えられる。
 - ⇒ 本会議は制度設計専門会合の結果に基づき、実務上の課題を検討することとしている。また、本格運用では、需要抑制計画と販売調達計画が一つの帳票となり、計画間整合確認の対応も考慮するため、年間からの提出を前提と考えている。（事務局）

(前回質問に対する事務局案について)

- 現在の計画提出方法を基に考えるとベースラインは送電端で提出する考えたが、結論は一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく提出方法となるため、その点をご注意いただきたい。次回までには明らかになると考えている。（事務局）

(課題2について)

- 1週間とあるが、1カ月分、1年間分の計画提出はNGであるか。
 - ⇒ 広域機関システムのデータベース容量の問題である。仮に1カ月分を受付可能として、多くの事業者が1カ月分の翌日計画を提出するようになった場合、広域機関はそれに見合う大容量のデータベースを準備しなければならなくなる。現在はそこまでの計画提出を想定しておらず、あらかじめの翌日計画提出は1週間程度にさせていただきたい。（事務局）

(課題3について)

- ネガワット事業者と小売電気事業者との間の連絡項目や連絡様式の統一はネガワット事業者、小売電気事業者の双方にメリットのある話だと思うので、ぜひ進めていただきたい。
- まだ十分に検討できていないが、社内で議論した際、ネガワット事業者が広域機関へ提出する帳票を用いて小売電気事業者へ連絡すれば、ネガワット事業者、小売電気事業者ともに負担が少ないのではないかと案があった。具体的には、資料3で示される帳票のうち、当該の小売電気事業者に関わる部分を抜き取り、そのまま連絡するとした方法も一案なのではないかということ。
- 計画提出時におけるネガワット事業者から小売電気事業者へ通知する需要抑制計画の情報項目については、自社の需要計画、販売計画の反映に必要となる需要抑制 BG 毎の抑制計画値のみ頂ければ十分と考えている。ネガワット取引に関するガイドラインに基づく、小売電気事業者はネガワッ

ト事業者が行ったベースラインテストの結果に対し、ベースラインの設定が需要を適切に推計しているか確認することになるが、計画提出直前のわずかな時間で確認することは現実的ではないため、契約締結に先立って行われるものと理解している。また、小売電気事業者はネガワット事業者と同様、一般送配電事業者から需要抑制計画に関わる実績を通知いただけると考えており、そこで需要者毎に供給地点特定番号やベースライン、抑制計画値、需要実績を提供いただければ、事後でもベースラインが適切であったか確認することができる。そのため、計画提出時におけるベースライン等の情報項目については特に不要と考え、最低限、需要抑制 BG 毎の抑制計画値があれば十分と考えた次第である。

⇒ 小売電気事業者が需要計画、販売計画に反映する値が分かれば良いということか。(事務局)

⇒ その通り。日常運用においてはネガワット事業者の需要抑制計画および調達計画と、自社の需要計画および販売計画の整合性をとることが重要と考えている。

なお、精算時に一般送配電事業者から小売電気事業者は需要抑制計画に関する精算帳票についてどのようなものを提供いただけるのか、いままでの資料中に明記されていなかったので、課題への列挙もしくは資料への反映をお願いしたい。

- 小売電気事業者はベースライン分の電力量を調達する義務があり、ベースラインが無ければその量が分からなくなってしまうのではないか。

⇒ それは小売電気事業者が需要予測をどのように行っているかに関わると考える。小売電気事業者の需要予測値とベースラインは必ずしも一致するものではないと考える。

⇒ 制度上、ベースラインがわからなければ確保すべき供給力はわからないということもあるが、実務上、小売電気事業者は需要予測をネガワット事業者のベースライン算定と別で行うと考える。その場合、小売電気事業者は自社の需要予測に基づき、供給力を調達する。(事務局)

- ベースラインを通知されても使わないということならば良いが、標準から外すのは、ベースラインを必要とする小売電気事業者の存在も考えられ、問題があるのではないか。

⇒ 同じ情報項目でも、必要と考える事業者と不要と考える事業者がいる場合があり、情報項目が多い方へ標準を合わせていく考えとしたい。(事務局)

(課題4について)

- 帳票の様式にこだわりは無く、提供される情報項目が重要である。課題2にて述べた通り、供給地点特定番号、ベースライン、抑制値、及び、需要実績が需要者ごといただければ、事後でベースラインの正しさを確認ができるので、良いと考えている。

⇒ 項目を合わせるように進めていきたいと考えているが、ご意見にもあった「様式」については、各事業者にどのような帳票を提出するか一般送配電事業者ごとの考え方やそれに基づくシステムもあり、様式の完全統一は難しいおそれがある。その点をご相談させていただきたい。

⇒ 様式までをこの場で相談すべきか、その進め方は別途検討させていただきたい。(事務局)

- ネガワット事業者ヒアリングの4点目ご意見では、実績通知のタイミングが電力量の実績通知タイミングならば良いとのことであるが、実際にどのようなタイミングでお知らせできるかということは、現状、小売電気事業者に御迷惑をおかけしている状況もあり、ご相談とさせていただきたい。

⇒ 今、色々上がっている事象に関連した話なのか、それが解決したあかつきの話であるのか。

⇒ 今の事象とは別の事象である。今の事象は小売電気事業者に切り替えられた需要者に関連する実績提供に関連したもの。ネガワット事業者への実績提供ということとなると、今の事象における対象とはまた異なる事業者への実績提供となり、一般送配電事業者としては、また新たに

対応していかなければならない状況にある。

- 需要者のスマートメータ有無によって実績提供のタイミングが異なるということか。(事務局)
⇒ それもある。今、小売電気事業者へ提供しているフォーマットをそのまま用いればよいのではないかという話もあるが、現状では小売電気事業者へ提供していない需要家に関する提供フォーマットやデータ項目はなかなか同じタイミング、内容でということは難しい。一般送配電事業者では本件を課題として認識している。

(営業時間について)

- 需要抑制計画の掲示板提出における受付時間に制約を設けないということか。また、調達・販売計画については、既存帳票を活用することから掲示板ではなく需要調達計画としてB P等で広域機関に送信するため、そちらも従来のシステムで24時間受け付け可能ということか。
⇒ そのとおり、基本的には24時間受付を考えている。ただ、メンテナンス停止が無い掲示板はなかなか無く、場合によってはメンテナンス時に受付を停止しなければならない。その場合は事前にお知らせする対応としたい。(事務局)
- GC後に提出された需要抑制計画は無効とするところがあるが、計画はGC後も掲示板に提出できるのか。
⇒ 汎用の掲示板を用いる予定であり、受付停止の機能がない。受付時間で管理するように考えている。(事務局)

4. 需要抑制計画帳票(案)について(資料3)

資料3に基づき、確定数量スキームを見据えて需要調達計画を用いるべきではないかと提案した。

■ 質疑等

(P3、暫定帳票の事務局案について)

- ① 需要抑制BGについて確認である。小売電気事業者毎、インバランス切り分け方式毎とあるが、ネガワットの調達元となる小売電気事業者が1社だとしても、インバランス切り分け方式を1・2と分けている場合は、その切り分け方式毎に2つの需要抑制BGを作成しなければならないということか。また、インバランス切り分け方式が1つしかなくとも、調達元の小売電気事業者が2社ある場合は、2つの需要抑制BGを作成しなければならないということか。
⇒ その通りである。(事務局)
- 事務局からp3の事務局案について各事業者へ2点質問がある。
1点目は需要抑制BG、需要BG、小売事業者コードが1つの帳票に含まれており、それぞれ1対1で提出いただくことが今の案である。これに対し、インバランス精算はBG毎になると思うが、そのBG内の小売事業者数を複数としても問題ないのではないか、ご意見をいただきたい。
2点目は、帳票案では供給地点特定番号を個別に記入することとなっている。特高などの需要家では問題ないと思うが、低圧需要家は数が多くなるため、個別に記入できるのか。また、低圧需要家の場合、個別だとkWhで表せないネガワット量になると考える、帳票は小数点以下を入力できないため、結果、全てゼロ入力となり、積算値と合計値とで数値が合わず不整合な計画となってしまわないか。そう考えると、低圧需要者の入力はある程度まとめた方が良いのではないかと考えるが、いかがか。
⇒ 1つのBG内に複数の小売電気事業者が入ることに問題ないかについては、ネガワット事業者と小売電気事業者の間でネガワット調整金契約を結ぶにあたり、調整金単価が小売電気事業者ごとに変わるため、小売電気事業者を区分けするという考え方のもと、BGも分けなければな

らないのではないかと。制度設計専門会合の資料でも、小売電気事業者毎に需要抑制BGが作成されることとされている。

- ⇒ そのとおり小売電気事業者ごと需要抑制BGを作ると整理されている。ただ、それは小売電気事業者とネガワット事業者で区別できていればよく、ネガワット事業者が送配電事業者へ提出する計画としては、複数の小売電気事業者を1つの需要抑制BGにまとめても問題は無いのではないかと考え、質問した。(事務局)
- ⇒ 1つのBG内に複数の小売事業者がいるにも関わらず、方式1のBGしか作成しない場合は、小売事業者毎のインバランスを切り分けることが不可能であり、小売事業者毎のインバランスを切り分ける可能性がある以上、小売事業者別、切り分け方式別で作成いただくざるを得ない。
- ⇒ 需要者毎の供給地点特定番号について。これは、供給地点別の情報にはプロラタなど優先順位の仕分け情報も含めており、供給地点別情報がネガワット切り分けを目的としているのであれば必須と考える。ただし、もし切り分けが無いのであれば、まとめる方法も考えらえる。また、供給地点別の積み上げ値と合成値の2つの値があれば、どちらを正とするのか等、まだ詰まっていない部分もあると考える。現時点でどうすればよいのかという答えは無いものの、この帳票に関してはまだ検討しなければならないと考える。
- 一般家庭（低圧需要者）をまとめる場合、アグリゲータが低圧需要者にネガワットを応募し、その応募に対して頑張った人と頑張っていない人の区別はどうするのか。アグリゲータは需要者に頑張った分の報酬を払うことになると思うが、
 - ⇒ もともとネガワット事業者は需要者ごとに計画を作っており、一般送配電事業者から需要実績を受け取り、需要者毎の報奨金を算定すると考える。この質問は、その情報を送配電事業者と共有しなければならないのかということ。それと別に、先のご意見の通り、1需要者に複数のネガワット契約がある場合、それに対応するために最小単位を供給地点ごととして、需要者ごとの優先順位やプロラタなどの情報が必要になるとも考えられる。(事務局)
 - ⇒ BGごとインバランス精算するが、そのインバランスが今後、どうなるのかわからず、インバランスが大きく出続けるようなケースが無いか、広域機関、電力・ガス取引監視等委、一般送配電事業者それぞれが監視するにあたり、予め個別のベースラインを提出いただくよう記載したとも考えられる。どこまでの情報を必要とするか検討を必要と考えるが、制度上、認められている方法を全てできるように帳票案を作成すると、このような案の形になると考える。
- 低圧需要者は何件というオーダーになるのか。
 - ⇒ 電力基本政策小委でインバランス供給対象となるネガワットの下限値を100kWとされた。それを考えると、低圧のみで調達するならば数千件のオーダーになると考える。
 - ⇒ その状況から、低圧を1件ずつ記載することは厳しいのではないかと考え、なんらかの対応が必要と思った次第である。この場でご意見等がなければ、事務局と送配電事業者とで調整し、細かなところを詰めて次回会議の案として提出する。そこで、他の意見と同様に、10月7日までにご意見があれば事務局へ提出頂きたい。次回には、基本的に確定する方向で提案をしたいと考えている。(事務局)
- p9、「当日仕上がり最終値フラグ」について、一般送配電事業者への確認であるが、事業者から広域機関へ提出するとき、最終値ということを入りに入力いただく場合、翌日段階ではこれをNULLで出して、もう一回“01”で出して再提出するという意味だと考えるが、前日段階でも最終

フラグ“01”をつけたままで提出して、変更があれば、また最終値フラグ“01”を付けて提出しても良いのか。(事務局)

⇒ それができないと、最終値のつもりで最終値フラグ“01”として提出し、後で間違いに気づき、また最終値フラグ“01”として提出した場合もおかしくなるだろう。そもそも、どういった用途のデータか。

⇒ 聞き取り結果から考えると、各一般送配電事業者のデータ取り込み時のチェックシステムで最終値フラグを認識していると考え。ただ、実務上、暫定運用期間中は割り切ってすべて最終値フラグを“01”として提出しなければならないと考える。本件はまた相談とさせていただきたい。(事務局)

(p11について)

・ p 1 1の一番下、送信者への受信結果の報告がうまく理解できないが、これは記載の通りか。

⇒ 需要抑制計画は掲示板にアップロードする。主語を変えて分かり易くすれば、アップロードした送信者は掲示板にファイルが保存されたことを確認して下さいという意味である。(事務局)

(p12について)

・ 小売電気事業者や発電事業者がネガワット事業を行う場合、取得済みの事業者コードを使用する方向で検討との案について、本格運用の需要抑制計画と調達・販売計画が一体となる時点ならば、問題ないとするものの、暫定運用時、ネガワットの調達・販売計画を需要調達計画にて広域機関へ提出する場合、既存の事業者コードで提出してしまうと、需要BGと需要抑制BGのファイルが同じになってしまうのではないか。

⇒ 既存でも同様の事例があり、その場合は分割番号を付けて計画提出していることもある、しかしそれも、実運用上難しいこともあり、今後、ご相談させていただきたい。(事務局)

・ 本件、システム側に支障が無いか確認している状況であるが、検討結果によっては、小売電気事業者がネガワット事業を行う場合、新たにネガワット事業者用のコードを取得いただく方針とせざるを得ない可能性もあり、結果を踏まえ別途相談させていただく。(事務局)

⇒ それは需要抑制BGを作る場合に必要であるという認識でよいか。

⇒ その通り、類型1②の取引をする場合のみである。(事務局)

以上